社会保障審議会 — 福祉部会

平成18年12月4日

資料2

社会保障審議会福祉部会議事録

1 日時:平成18年11月20日(月)9:58~12:14

2 場所:厚生労働省7階専用第15会議室

3 出席委員:岩田部会長、石原委員、石橋委員、井部委員、江草委員、小島委員、京極部会長代

理、鴻江委員、木間委員、駒村委員、白澤委員、高岡委員、鶴委員、中島委員、福

田委員、堀田委員、村尾委員、森委員

欠席委員:なし

4 議事

- (1)介護福祉士制度の見直しについて
- (2) 社会福祉士制度の見直しについて

5 審議の内容

〇岩田部会長

ちょっと時間が早いんですけれども、皆様おそろいのようですので、ただいまから「社会保障 審議会福祉部会」を開催いたします。

まず、本日の委員の出欠状況について、事務局より説明をお願いいたします。

〇矢崎総務課長

おはようございます。総務課長でございます。本日の委員の出欠状況について御報告いたします。 本日は、全員御出席いただいております。

なお、本日は介護福祉士制度の見直しの議論に関連いたしまして、福祉系高校に係る議論もあることから、文部科学省初等中等教育局の嶋貫参事官にも御出席いただいております。

〇嶋貫参事官

嶋貫でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

〇矢崎総務課長

また、本日御審議を始めていただく前に、私の方から前回の議論を含め、当部会におきますこれまでの主な御指摘を整理したものを御用意させていただいておりますので、まずそれの説明をさせていただきます。

お手元の資料1「これまでの議論における主な指摘」をごらんいただきたいと思います。

1ページ「介護福祉士制度の見直し関係」でございます。これは前回も議論の整理をしたものを 出させていただきましたが、前回の10月25日の部会での御議論の部分を加筆修正しておりまし て、その分についてはアンダーラインをしているものでございます。

2ページ、介護福祉士の論点が幾つかございますが「2 専門資格としての介護福祉士の養成の在り方」ということで、下の方の〇2つでございますが、高校の問題につきまして、高校を卒業した後に2年以上の専門教育を受けて国家試験を受験する仕組みとすべきではないかという議論が前々回ございまして、それに関連しまして、前回も御議論があったところでございます。

一番下の〇の方でございますが、多様な人材がいるということは、利用者やその家族からしても 意義深いことではないか、また、前回、福祉系高校サイドからプレゼンテーションしていただきま したが、その中で福祉系高校が教育内容の充実をするという決意を持って望むなら、そういったル 一トの確保も大事ではないかという御意見がございました。

3ページですが、まずは資格取得ルートに国家試験を課すことにする、そういった中で、福祉系 高校ルートについても、教育内容の充実に取り組んでもらうことが必要ではないかといった御意見 です。

更にその下の〇でございますが、教育レベルを統一した上で、多面的な資格取得のルートを設けるという考え方、その場合には、時間数だけではなくて、教員の質の確保も重要であり、福祉系高校についても教員の質の確保などの観点からの規制を課していくことを検討していくべきではないかといった御議論がございました。

「3 介護福祉士の役割」ということでございますが、1つ目の〇で、求められる介護福祉士像を12項目提示させていただきましたが、これを実現するための教育カリキュラムを検討していくべきではないかとの御意見です。

更に、従来は、いわゆる身体三大介護、入浴、排泄、食事といったものが中心でございましたが、 それだけではなくて、多様性に対応できる学問的知識・技術を修得できるような教育内容を検討し ていくべきではないかといった御意見です。

更に、現場における実習の量と質の確保が大事であり、事故の事例からも学習していくことが必要ではないかという御議論がございました。

4ページですが、身体介護以外のその他の介護の比重が大きくなっているという観点から、医療関係者だけではなく福祉関係者との連携も必要ではないかといった御意見です。更に、医行為との関係で、介護従事者がし得る医行為についても、いろんな検討が必要ではないかといった御意見がございました。.

「4 介護の担い手の人材確保」ということでございますが、2つ目の〇で、実務経験豊かなホームヘルパーなどが、仕事をしながら介護福祉士を取得できるような道を充実することが必要ではないかとの御意見です。

資格取得後のキャリアアップについては、事業者の支援が必要ではないか、いわゆる専門介護福祉士については、前向きに取り組んでいく必要があるのではないか、更にそういった介護福祉士の質の向上という観点から、介護報酬上の評価を議論していく必要があるのではないかといった御意見がございました。

5ページ以降が「社会福祉士制度の見直し関係」でございまして、これも同様に前回の議論の部分を加筆修正してアンダーラインをしているものでございます。

6ページ「1 求められる社会福祉士像」ということでございます。2つ目の〇で、地域包括支援センターが発足しまして、ここでの積み重ねが大事である、これが、地域福祉にとって重要ではないかとの御意見です。更に、社会福祉士につきましては、現場のネットワークを受け持つ役割、更には資源開発・資源調整といった側面もはっきり打ち出していくべきではないかといった御意見がございました。

「2 社会福祉士の養成課程の課題」でございますが、一番下の〇で、社会福祉士につきましては、質の高い実習が欠かせないのではないか、また、そういった質の高い実習施設というものについて、施設側にとっても1つのステータスがあるような仕組みを検討していくべきではないかといった御意見がございました。

ヮページですが、大学関係でございますが、教育内容につきましては、特に実習については評価

の仕組みをできるような一定の要件を課す必要性が考えられるのではないかといった御意見がご ざいました。

「3 社会福祉士の任用・活用における課題」ということで、介護福祉士と同様に社会福祉士についても魅力と働きがいのある職場づくりについて検討していくべきではないかといった御議論がございました。

以上でございます。それでは、部会長、よろしくお願いいたします。

〇岩田部会長

2つの資格制度について、かなり短時間に議論しており、皆様方にはかなり複雑な御議論をお願いしておりますけれども、これまでの経過については、今、事務局の方から御説明いただいたような形でまとめられるのではないかと思います。

今日の議事は、2つの資格制度について、それぞれもう少し議論を進めてまいりたいと思います。まず、議題1は介護福祉士制度の方でございます。この見直しに関連しまして、教育カリキュラムの見直しについて、介護福祉士養成課程における教育内容等の見直し作業チームというものを作って、中間的なとりまとめができているんだそうです。それをまず御説明いただきたいと思います。それでは、どうぞ。

〇石原介護技術専門官

それでは、御説明させていただきます。お手元の資料2-1、資料2-2をご用意ください。 資料2-1でございますが、こちらが今、部会長からも御紹介いただきました「介護福祉士養成 B程における教育内容等の見直し作業チーム」の中間まとめでございます。この資料2-1の一番

課程における教育内容等の見直し作業チーム」の中間まとめでございます。この資料2-1の一番後ろに、この作業チームの名簿をお付けしております。この福祉部会でも堀田委員、井部委員、江草委員には御尽力いただいております。厚く御礼申し上げます。

さて、この作業チームでございますが、介護福祉士のあり方及びその養成プロセスの見直し等に 関する検討会報告書を受けまして、9月から検討を進めてまいりました。

資料2-2、こちらは参考資料として本日お持ちしましたが、科目やカリキュラムを議論していただくときに、その詳細な教育内容もある程度共有していないと議論ができないということで、イメージをつかむために作成したものでございまして、この資料2-2にあります教育内容の中身につきましても、今後ともこの作業チームで練っていくという位置づけでございます。

それでは、時間の都合もありますので、資料 2 - 1 に沿って、ポイントを絞って御説明させていただきたいと思います。

まず目次でございますが、1につきましては、2年課程1,800時間のカリキュラムです。教育内容の骨子として柱が3つございます。「人間と社会」「介護」「こころとからだのしくみ」それぞれの領域の科目についてご説明します。

そしてその後はこの2年課程以外の課程としまして、福祉系大学・社会福祉士養成施設等卒業ルート、保育士養成施設等卒業ルートの1年課程がございますので、そのカリキュラム案。

そして、今回実務経験3年のルートにも養成課程を賦課するということで、実務経験3年のルートのカリキュラム案をお示ししております。

そして5番に、その他関連事項としまして、この作業チームから教育内容の見直しに係る指摘事項とされた事項を随時挙げております。

1ページですが、ここからが「2年課程のカリキュラム案」でございます。7月にとりまとめら

れました報告書の指摘事項の抜粋事項を、まず最初に基本的考え方としてお示しし、その後に、随 時今回のチームで検討された内容について、示しております。

それでは、報告書からの抜粋部分については割愛させていただきまして、2ページをお開け下さい。この資料は、左が現行のカリキュラム、右が今回作業チームで議論されましたカリキュラム案で、1,650時間を1,800時間へ増やし、「人間と社会」「介護」「こころとからだのしくみ」それぞれ必要な時間数をお示ししております。

これらにつきましては、それぞれ御説明させていただきたいと思います。

3ページ、まず「教育内容の骨子」でございますけれども、「人間と社会」につきましては、時間数240時間ということで、基本的な構成として必修科目と選択科目で構成されております。

4ページ、必修科目と選択科目の2番目の〇でございますけれども、240時間以上とするということで、必修時間は最低120時間以上ですが、この必修時間をもって、この240時間すべてを消化することも可能としております。

この必修時間120時間につきましては、大きく2つの柱がございます。アとして「人間の理解」分野、これは60時間以上で、中身2つの科目で「①人間の尊厳と自立」(計30時間以上)「『人間』の理解を基礎として、人間としての尊厳の保持と自立・自律した生活を支える必要性について理解し、介護場面における論理的課題について対応できるための基礎となる能力を養う学習」と、このようにそれぞれの科目につきまして御説明を加えております。

もう一つの科目としまして、30時間以上で「②人間関係とコミュニケーション」として挙げております。

イのもう一つの柱「社会の理解」の分野でございますが、こちらについても合計60時間以上で、 それぞれの科目について15時間以上と定めております。

「①生活と福祉」、「②社会保障制度総論」、「③介護保険制度と障害者自立支援制度」、「④ 介護実践に関連する諸制度」。

以上、4つの科目で構成されております。

そして、先ほど申し上げました選択科目で、最大で120時間をこちらの選択科目に充ててもよいということですが、6分野を示しております。現行カリキュラムでは、そもそも基礎科目では、体育とか音楽とか何の縛りもありませんでしたけれども、介護福祉士の養成課程ということなので、内容を限定したらいいのではないかということで、①~⑥の6領域についてお示ししております。6ページ「介護」です。「介護技術」と「実習」で構成されております。

7ページ、時間数でございますが、講義、演習を中心とします介護技術の時間でございますが、 こちらが810時間。そして実習は450時間ということで示しております。

基本的構成としまして、まず介護技術の講義、演習の部分でございます。

①介護概論(180時間)、②コミュニケーション技術(60時間)、③生活援助技術(300時間)、 ④介護過程(150時間)、⑤介護総合演習(120時間)というふうになっております。

現行のカリキュラムと比べますと、今までは他の分野の科目、例えば、社会福祉論、医学、レクリエーション、家政学等が列記されていた現行のカリキュラムでございますが、介護というくくりでくくっているところが、新しく中心となる介護の分野でございます。一つひとつの科目の時間数は多くなっておりますけれども、このようにくくったところが大きな改正かと思われます。

実習につきましては、現行の450時間と同じ時間数でございます。これも、作業チームの中でも、

実習施設の確保が難しい、あるいは実習の内容についてもう少し充実するべきではないかという御意見も多数あります。現行の時間数はこのままということですが、内容について充実しようということで、こちらに書かれておりますとおり、実際の対象者について介護過程を展開して、ほかの科目で学習した知識や技術を総合して、具体的な介護サービスの提供の基本となる実践力を取得する学習。居宅や施設などにおける実際の介護サービスの提供における、多職種協働や関係機関との連携を通じてチームの一員としての介護福祉士の役割について理解する学習とされております。

9ページ「こころとからだのしくみ」でございますが、こちらの分野も、あくまでも介護実践に 資するために、介護の分野の科目を、その根拠となる内容を学習するような位置づけになっており ます。時間数としては、300時間でございまして、基本構成としては4つの科目に分けております。

①発達と老化の理解(60時間)、②認知症の理解(60時間)、③障害の理解(60時間)、④こころとからだのしくみ(120時間)というふうにされております。

この「こころとからだのしくみ」につきましては、介護技術の根拠となる人体の構造や機能及び介護サービスの提供における安全への留意点や心理的側面への配慮について理解する学習としまして、介護技術のそれぞれの項目と一致した形で、提供する技術の根拠となる知識を学習するような構成になっております。

11ページ、ここからは2年課程以外の課程でございます。先ほど申し上げました社会福祉士の養成施設の卒業ルート、保育士の養成施設の卒業ルートの方が、その後1年この課程を経て介護福祉士になられるというルートでございますが、こちらにつきましては、それぞれの課程の中で学習している内容を踏まえまして、それぞれのカリキュラムを今回の1,800時間に合わせて作成したということです。

時間数でございますが、福祉系大学・社会福祉士養成施設等卒業ルートにつきましては、900時間から1,080時間ということで180時間の増。保育士養成施設等卒業ルートにつきましては、930時間から1,155時間ということで225時間の増とします。

基本的構成については、それぞれの保育、社会福祉士の養成課程の科目の中で、どのようなところを賦課したかということが書かれております。

こちらのルートにつきましては、13ページを開いていただきますと、横表でございますけれども、一番左に2年課程を参考に挙げております。そして、それぞれ社会福祉士の養成課程の卒業のコース、保育士の養成卒のコースと、現行と新しいカリキュラムとを並べて書いております。並べて書いてありますけれども、もともとの1,800時間がかなり抜本的に見直されておりますので、もう少し詳細にその参考となる資料として、14、15ページに、参考資料1、2として、それぞれの社会福祉士養成課程と保育士の養成課程のカリキュラムからの展開についてお示しさせていただいております。

16ページにまいりたいと思いますが、こちらは今まで養成課程を経ていなかった「実務経験3年ルートのカリキュラム案」でございます。こちらの基本的な考え方としましては、2年課程のカリキュラムを基本として、3年間の実務経験を評価した教育内容、時間数とするのがどうか。

介護の現場で働きながら学習することも配慮するべきではないかということでした。

時間数としては、600時間。これは通例では通信でもしされるということであれば、1年程度の 課程になるような時間数でございます。

基本的構成につきましても、それぞれ社会人としての経験や実務の経験を踏まえて、どういう点

を何時間にするかということが書いてあります。

3番目の〇でございますが、実習については免除するということですが、こちらは新しく新卒ルートで養成校に入る方々と違って、実務の経験がございますので、介護過程の科目の中で事例検討が可能であり、実習を免除する代わりにこのような事例検討ですとか、実務に関する課題学習などをやっていったらどうかということでございます。

「介護」や「こころとからだのしくみ」の根拠となる講義・演習につきましては、あまり時間数 を減らさないでしっかり学習するような構成になっております。

こちらのカリキュラムにつきましては、17ページにお示しさせていただいておりますけれども、左に2年課程の1,800時間を参考に載せておりますが、真ん中の列が実務3年のコースに賦課する6か月の養成課程コースでございます。そして、一番右側ですけれども、参考としまして、ヘルパーの養成、今回500時間の介護職員基礎研修というものがスタートしますが、こちらのカリキュラムを参考にお示ししております。

18ページ、今、御説明させていただきました「各ルートのカリキュラム案」ということで列記させていただいております。

19ページ、こちらの方は今日の本体の資料の中にも既に盛り込んでいますけれども、このカリキュラムの改正の議論の中で、関わる関連事項として問題提起のあった事項でございます。7個あります。

1つ目は、実務ルートに新たに賦課される600時間の養成課程を修了した者については、介護技術講習会を受講することなく実技試験を免除してもよいのではないか。

2つ目は、実務経験ルートに新たに賦課される600時間の養成課程は、現に就労しながら就学する者であることを踏まえて、通信課程を認めるべきではないか。

3つ目は、教育カリキュラムだけでなく、実務経験の質を担保するための方策についても検討が必要ではないか。

4つ目は、教育カリキュラムの見直しを踏まえ、教員、実習指導者、実習施設等に係る要件のほか、教育内容の担保のための方策についても、強化すべき部分と緩和すべき部分を含めて、検討していくことが必要ではないか。

5つ目は、介護福祉士養成課程における教育カリキュラムの見直しを踏まえ、介護職員基礎研修 の在り方についても、点検を行うことが必要ではないか。

6つ目は、教育内容の充実が図られることを踏まえつつ、国家試験の在り方や養成課程における 評価の在り方についても検討していくことが必要ではないか。

7つ目は、教育カリキュラムの見直しについては、この実施状況を踏まえまして、評価をして一 定期間の経過後に見直しについて検討する必要があるのではないかということです。

以上でございます。

〇岩田部会長

ありがとうございました。御質問がおありかと思いますが、続けて介護福祉士制度の見直しの方向について、既におまとめをいただいておりますので、事務局からその案を御説明いただいて、その後まとめて議論をお願いしたいと思います。

〇 成田福祉人材確保対策室長

それでは、資料3「介護福祉士制度の見直しについて(見直しの方向)」について御説明させて

いただきます。

目次でございますが「I求められる介護福祉士像」、「I介護福祉士の養成の在り方」、「II資格取得後の生涯を通じた能力開発とキャリアアップ及び魅力と働きがいのある職場づくり」に分かれております。

まず「「求められる介護福祉士像」につきまして、2ページでございます。「介護福祉士制度施行後の高齢者介護・障害者福祉を取り巻く状況の変化」を整理しております。左側は介護保険制度の導入や障害者自立支援法の施行等により、介護福祉士の資質の確保、向上が課題となっていること、右側では、少子高齢化により今後とも介護サービスニーズは増大し、また障害者支援費制度の施行以降、利用者が急増していること等から、介護の担い手の量的確保が課題となっており、下の「基本的視点」といたしまして、専門資格としての介護福祉士の養成の在り方の側面と、介護の担い手の人材確保の側面とをいかに調和させていくかということがございます。

3ページは、前回もお出しいたしました「求められる介護福祉士像」の12項目でございます。 4ページは、9月にお出しいたしました教育内容の抜本的見直しのイメージでございます。

5ページは、「教育カリキュラムの見直し」ということで、ただいま御紹介をいたしましたとおり、教育内容の見直しについて作業チームにおいて検討が行われ、「中間まとめ」が示されたところでございます。「今後の検討の進め方」といたしまして、引き続き具体的な教育内容、教員要件、実習施設の要件、既修得科目の認定等について検討を行うとともに、国家試験の在り方についても検討を行っていくこととしております。

6ページは、ただいま御紹介いたしました「中間まとめ」の各ルートごとのカリキュラムを並べたものでございます。

7ページは「介護福祉士の役割について」でございます。「課題」のところにございますように、これまで身体介護が例示されているが、心理的・社会的支援の側面も強調されてきているのではないか。医療関係者だけではなく福祉関係者との連携も求められているのでないかといった御意見があり、「見直しの方向」といたしまして、定義規定・義務規定の点検を行い、求められる役割・責務について、新たに規定を創設すること等を検討するとしております。

8ページは、前回もお出しいたしました法律の関連規定でございます。

次に「II 介護福祉士の養成の在り方」で、10ページでございますが、「資格取得方法の見直しに係る基本的考え方」ということで「介護福祉士資格の位置付け」といたしまして、「幅広い利用者に対する基本的な介護を提供できる能力を有する資格」とし、資格取得後も、生涯にわたって自己研鑽する姿を前提とした上で、「資格取得方法の一元化」につきましては、それぞれの教育プロセスにおける教育内容や実務経験を充実した上で、その水準を統一し、すべての者が一定の教育プロセスや実務経験を経た後に国家試験を受験するとしております。

11ページは、これらのルートのうち「福祉系高校ルートの取扱い」につきましては、当福祉部会におきまして、左上の高校卒業後2年以上の専門教育を受けるべきとする御意見と、右上の一定水準以上の教育内容が担保されることを前提とすれば、ボランティア等を通じて小さいときから福祉に対して素養を持って育ってきた者等が、介護福祉士の資格を取るルートを排除すべきではなく、むしろ多様な人材が確保されることが、利用者やその家族の視点からも有意義という御意見があったところでございます。

こういった御意見を踏まえまして、「見直しの方向」といたしまして、繰り返しになりますが、

すべての者について一定の教育プロセスや実務経験を経た後に国家試験を受験するという形で一元化を行い、資格全体のレベルアップを図るとしております。

12ページは、前回もお示しをいたしました、資格取得方法の一元化のイメージでございます。 13ページから、それぞれのルートの具体的な見直しの内容でございます。まず、養成施設ルートにつきましては、先ほど御紹介をいたしました作業チームの検討結果も踏まえまして、それぞれのルートについて教育内容を充実した上で国家試験を受験するとしております。

14ページは、実務経験ルートでございます。現行の実務経験3年後に国家試験を受けるというルートにつきましては、作業チームから示されました600時間の課程を賦課いたします。介護職員基礎研修ルートにつきましては、今回新たに基礎研修を修了後、実務経験2年で国家試験を受験するルートを示しております。実務経験は500時間の基礎研修修了後のものに限られ、あらかじめ理論的・体系的に知識・技能を修得した上で、実務経験2年を経るものであることに配慮し、実技試験は免除されず、また今回のカリキュラムの見直しの実施に併せ、介護職員基礎研修の在り方についても検討を行うとしております。

15ページは、参考といたしまして、介護職員基礎研修の概要でございます。

16ページからが「福祉系高校ルートの見直し」でございます。まず、現行の福祉系高校ルートにつきましては、教育内容を充実し、介護実習450時間を含めて1,800時間とした上で、卒業後に国家試験を受けることとしております。教育内容が現在の福祉系高校と同様、1,190時間程度の学校については、卒業後9か月の実務経験を経た上で国家試験を受験するルートを時限的に認め、制度の更なる見直しの検討の際に廃止する方向で検討するとしております。

17ページは、前回、福祉系高校について教育時間やその内容だけではなく、それを教える教員の質の確保も重要な課題といった御意見があったことから、単に教科目及び単位数を規定するのみならず、例えば教員要件、教科目の内容等について、同等の水準が担保されるよう、新たに基準を課すとともに、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指導監督に服する仕組みとするとしております。

18ページは、参考でございますが、現在の養成施設と福祉系高校の教育時間・教員要件の概要でございます。

19ページは、現在、養成施設におきましては、介護系の科目を担当する教員は300時間の介護教員講習会を受講することとされておりますが、この講習会の概要でございます。

20ページは、実技試験についてでございます。介護福祉士試験は筆記試験と実技試験から構成されておりますが、試験前に32時間の介護技術講習を修了した者は実技試験が免除されます。「見直しの方向」といたしまして、今回の教育内容の充実が図られた後は、教育プロセスを経る中で必要な技能の獲得が担保されているものと考えられることから、養成施設ルート、6月以上の養成課程が賦課された実務経験ルート、1,800時間の教育時間を確保した福祉系高校ルートについては、実技試験を免除する取扱いとするとされております。

21ページは、参考といたしまして、介護技術講習制度の概要、22ページは、介護技術講習の実施に伴う国家試験の受験者、実技試験の免除者等の状況でございます。

23ページは、これまでに御説明した資格取得方法の見直しの全体像でございます。前回と異なる点は、教育時間が1,190時間の福祉系高校を卒業後、実務経験9月で国家試験を受験するルートが時限措置とされたこと、6月以上の養成課程が賦課された実務経験ルートについて、実技試験を免除することとしたことでございます。

24ページからが「その他の事項の見直し」ということでございます。「技能検定ルート」につきましては、介護等に係る技能検定に合格して資格を取得するルートでございますが、これまで該当する技能検定が厚生労働省令として定められた実績がないことから、このルートを廃止するものでございます。

次の「職業能力開発校等の取扱い」につきましては、厚生労働大臣の指定した職業能力開発校等を卒業した者も資格を取得することとされておりますが、これまで実績がほとんどなく、職業能力開発校等は養成施設として厚生労働大臣の指定を受けることができることから、関係規定を廃止するものでございます。

25ページは「通信課程」についてでございます。現在、NHK学園などに通信課程が置かれておりますが「見直しの方向」といたしまして、まず実務経験ルートに賦課される養成課程につきましては、働きつつ学べるように養成課程として指定を受けたものに限り、通信課程を認めることとしております。一方、福祉系高校ルートにおける通信課程につきましては、現行課程を基本に、卒業後、実務経験9月を経た場合に国家試験の受験資格を認めるとともに、この取扱いは時限的に認めることとし、今後の更なる見直しの検討の際に通信課程の取扱いの在り方について検討を行うとしております。

26ページは「実務経験の範囲」ということでございます。「見直しの方向」といたしまして、 現在、実務経験として認められる範囲について見直しを行うとともに、ボランティアとして介護等 の業務に従事した期間は認めないこととしております。

27ページは「実施時期の考え方」でございます。実施の具体的な時期は明示しておりませんけれども、まずカリキュラムの見直しにつきましては、養成施設等における準備期間を考慮しつつ、できる限り早期に実施することとし、次に「資格取得体系の見直し」につきましては、既に養成施設に入学している者等の期待権や教育機会の準備等への配慮も考慮しつつ実施することとしております。

28ページは、将来の検討ということで、今回の見直しにとどまることなく、教育カリキュラムについては、新カリキュラムを履修した者の資格取得後の就労状況等も踏まえ、必要に応じて見直しの検討を行うとともに、「資格取得体系の検討」につきましては、教育カリキュラムの見直しに係る検討状況等を踏まえ、さらなる見直しについても検討を行うとしております。

29ページは「Ⅲ資格取得後の生涯を通じた能力開発とキャリアアップ及び魅力と働きがいのある職場づくり」でございます。

30ページに「検討の視点」といたしまして、総合的な福祉人材確保対策、介護福祉士の生涯を通じた能力開発とキャリアアップへの支援、魅力と働きがいのある職場づくりの必要性を挙げておりますが、これらの点につきましては、「今後の検討の進め方」といたしまして、年明け以降、社会福祉法に基づく人材確保指針の見直しについて御検討いただきたいと考えております。

31ページと32ページは、前回もお出しいたしました関連資料です。

33ページは、介護職員のキャリアアップのイメージをお示ししております。

次に資料4でございますが、前回の御議論において議論のために更に必要な資料があるのではないかといった御意見があった事項などをまとめたものでございます。時間の関係で、項目だけを御紹介させていただきます。

まず、利用者は実際にどのようなものを介護福祉士に求めているのかという御意見がございまし

たので、1ページでは「高齢社会をよくする女性の会」が、要介護者及び家族に対して行ったアンケート調査の一部を御紹介しております。

2ページでは「特養ホームを良くする市民の会」から、社会福祉法人の在り方と介護職員の資質の向上について社会・援護局長に出された提案書の一部を御紹介しております。

3ページは、賃金のデータについて、より詳しいデータ、例えば経営形態別のデータなどが必要であるという御意見がございましたので御紹介しております。

4ページは、入職率・離職率との関係で、転職率のデータがないのか、転職された方がキャリア アップをしているのではないか、定着率を高めることがなぜ必要なのかといった御意見がございま したので、日本介護福祉士会が会員に対して行った調査から、転職経験の有無、転職理由を御紹介 しております。

5ページは、職業安定局で厚生労働省告示として策定しております「介護雇用管理改善等計画」 の抜粋でございます。下線部分では、厚生労働省としても離職率を低くすることを目標として挙げ ております。

また、ワークシェアリングについての御意見がございましたが、これとの関連で6ページでは介護職員の月間実労働時間のデータをお示ししております。

7ページは、前回ケアマネージャーになるために介護福祉士資格を取る方が多いのではないかという御意見がございましたので、これも日本介護福祉士会の調査による資格を取得した動機を御紹介しております。

最後に、前回高校で取れる国家資格についての御質問がございましたので、これにつきまして文 部科学省から入手した資料を添付しております。

簡単でございますが、以上でございます。

〇岩田部会長

どうもありがとうございました。

今の資料4が、前回のさまざまな御質問が後段でございましたことについての、とりあえずのリアクションなんですけれども、今、御説明にありましたように、今回と次回は、この介護福祉士制度の内容について御議論いただいて、その方向をまとめていただく。そして年明け以降に、この人材確保についての、今のような資料、あるいは更に補足的な資料を参照しながら議論していただくように、連動はしておりますけれども、一応仕分けて御議論をいただきたいと思っております。

ですから、今日はその前段について、今日お二方からも今、御説明がありました資料を基に議論をお願いしたいと思います。どのようなことからでも結構ですので、全体的に自由に御議論をいただきたいと思います。

〇石橋委員

まず最初に御説明いただきました、介護福祉士の新カリキュラムについてですが、介護福祉士の 役割というのは、当然ながら安心、安楽な介護技術を身に付けるということも必要ですけれども、 やはりそれだけではなくて、そのような具体的な介護行為とか、家事援助とか、生活支援によって 利用者の自立を支援したり、日常生活を活性化したり、利用者の態度変容をもたらす、そういった 役割があると思います。

先ほどの12項目の中におきましても、例えば求められる介護福祉士像の中に、心理的、社会的 信用のおける介護福祉士というのがありましたが、やはりこれからは介護技術を磨くということだ けではなくて、介護行為を通じて専門的な対人援助サービスを行っている。そのような認識を教育の中で、しっかりと教えていくことが必要であると思います。

したがって、そのようなことを意識させるような科目、もしくは項目として、例えばですが介護福祉士のための援助技術として介護福祉士援助技術というような科目が考えられますが、そういったことも今後作業チームの中で検討していただければありがたいと思っております。

もう一点、全体のことに関わりますが、現在、介護福祉士の資格取得方法については、例えば保育士、社会福祉士の方のカリキュラムを経てプラス1年で介護福祉士の資格を取れるコースがありますが、今回そのカリキュラム見直しに伴って、お互いの単位の互換性を柔軟に行っていただいて、例えば介護福祉士の資格を取った後に、今度は保育士の資格を取るとか、社会福祉士の受験資格が取れるとか、そういったことについてもこの際お考えになられた方がよろしいのではないかということを付け加えさせていただいて、まず御提言させていただきたいと思います。

〇岩田部会長

前段の話は、この3つの柱で言いますと、介護というところの介護技術とは別にという意味でしょうか。

〇石橋委員

そのような考え方もひとつだと思います。また、介護技術という1つの大きな項目の中に介護福祉士援助技術というような、わかりやすい科目を入れた方が、コミュニケーション技術というよりは介護福祉士援助技術といった方が、より個別援助技術としてのイメージが湧くのかなということでお願いしているわけです。

〇岩田部会長

そのほか、いかがでしょうか。それでは、小島委員、石原委員の順番で、どうぞ。

〇小島委員

これまで、1回目、2回目と出席できなくて申し訳ありませんでした。今回初めてこの部会に出席させていただきました。

この間の1回、2回の議論については把握をしておりまして、今日は「介護福祉士制度の見直しについて」ということで、資料3が配付されておりまして、先ほど御説明がありましたけれども、基本的にはこういう方向で見直しをする必要があるだろうと思っております。その際、この間、1回ないし2回の議論の中で論点となっていたところであります。特に最終的には国家資格のすべてのコースにおいて事項というのを前提において、その際に福祉系高校ルートをどう位置づけるかということでありますけれども、これについては資料3の11ページにありますような方向で見直しする方向、教育内容の大幅な充実を図るという方向での福祉系ルートについても、こういう見直しが必要だろうと思っております。

資料1のところで「これまでの論点における主な指摘」というところで、これも福祉系高校ルートの論点についての議論として、資料1の2ページあるいは3ページのところに提起されておりますけれども、2ページの一番下のところは、まさにここは多様な人材が介護福祉士にチャレンジできるコースを認めるべきだということでありますので、そういう方向が必要だろうと思っております。

3ページの上の2つのところでありますけれども、そういう意味での福祉系高校ルートの教育内容の充実というところも1,800時間にカリキュラムを充実させる方向が指摘されております。それ

とともに、教員の質の向上・確保ということも併せて指摘されておりますので、そういうことを十 分担保するということで、基本的には今回の見直しで示されているような方法でいくべきではない かと思っております。

それと福祉系高校のところで、本来はすべての高校が1,800のカリキュラムを確保することが前提だと思いますけれども、必ずしもそこは現実的でない、難しいところもあるというお話も聞いておりますので、それについても今回示されているような時限的な形で対応するというのが、言わば現実的な対応ではないかということで、最終的には全員が介護福祉士の国家試験を受験するというルートを早目にスタートすることが必要ではないかと思っております。

〇岩田部会長

それでは、石原委員、どうぞ。

〇石原委員

すべてのルートが国家試験を行う方向になるわけですけれども、国家試験のための勉強になって しまってはいけないとつくづく思います。

そして、国家試験が暗記物中心の制度とかというのは、制度は変わっていきますので、そういったことを重視するのではなくて、もっと判断力だとか理念がきちっと落ちているかどうか、そういったことを中心に国家試験を行っていただきたいというのが、まず1つございます。

先ほどの御説明の中で、実習時間を増やさずに内容を充実させるという御説明がありましたけれども、非常に施設は増えてきましたし、私は実習施設が受けない理由というのは、学校では非常に理想的なものを教えますけれども、現場との乖離があるということが一番問題で、やはりそういうふうになったときに、生徒が一番そこで落胆して、こういった職場から離れていく原因をつくるケースもあるというふうに思います。

先回から申し上げているように、とにかく教育をする場と実習施設はセットである。セットであるということになると、実習施設は非常にレベルアップしますし、また誇りも持てますし、質を高めるということで誘導できるわけです。ですから、教育と現場というのは、とにかくセットにする。

そういうふうにしていくと、実習施設をしたいというところが増えていくはずだと思います。

〇岩田部会長

試験の在り方等、なかなか難しいところですけれども、そこがとても大事だということと、やはり実習施設をセットでどういうふうに考えたり、あるいは実習施設であることが、その施設のステータスを上げるような方向にどういうふうに持っていくかということがこの背後にあるということだと思います。

〇森委員

保険者あるいはまた現場というところから発言させていただきたいんですが、今回方向として、 一元化してレベルアップを図っていくんだという考え方について、私もこのような方向に進んでい ただければ大変いいと思います。

そういう中で、2000年4月に介護保険がスタートいたしましたときに、ある面では走りながら考えるということを含めて、例えば5年を目途に見直ししていくということを、これからもそういうようないろんな意味で社会インフラが変わってくると、当然その方向ということが大切で、例えば小規模・多機能とか、ユニットケアとか、あるいは今日、堀田先生がお見えでございますが、2015年の高齢者介護の問題で、認知症の問題が大きく取り上げられました。

これからも、ある面ではどんどんいろんな意味で現場からの声が変わってくると思います。そういうものに対応していくためには、4ページにもございますけれども、是非ともこれから介護ニーズ政策の方向という視点というのは、私どももとりわけ施設系サービスよりも在宅系サービスでいかにして地域で支えていくかということを考えていくときに、やはり介護福祉士を目指す方たちが多様であると同時に、その資格要件も含めた、あるいは役割も含めて、よりレベルアップしていくことが、私どもにとってはこれから大変重要だと思っておりますので、そういう意味で是非ともこの資格要件に関してはきちっとした実習も含めてやっていただくような方向で御議論していただければと思っております。

〇岩田部会長

そのほか、江草委員、どうぞ。

〇江草委員

たくさん申し上げたいことがあるんですけれども、まず第一に、介護福祉士とは一体何かというところをはっきりとしておかなければいけないということを主張させていただきましたが、求められる介護福祉士像というものが、確かに介護福祉士の姿であります。

ところが、これに対しまして、現行の法律で介護福祉士を定義しているものは、必ずしも介護福祉士の内容にふさわしくないということも指摘しました。それに対しまして、今後の見直しの方向という中で、7ページに「介護福祉士の定義規定・義務規定の点検を行い、上記の趣旨が反映されるよう、例えば、介護福祉士が実際に介護を行うに当たって求められる役割・責務について、新たに規定を創設すること等を検討する」とあります。 私は大前進であると思います。十数年ぶりに、実態にふさわしい介護福祉士像が明らかにされたということで、私は大きく評価したいと思います。

そうしたものを目的に、ではどのような養成をするかということになるんだと思いますが、その場合には従来の数回の議論の中にいささか混乱があったのではないかと思うことがあります。それは、介護チームのお話と介護福祉士のそれとを一体にして話しているんではないか。介護チームは介護福祉士だけで行うものではないわけです。ホームヘルパーさんというのは、介護チームの重要な一員ではないでしょうか。そのこととそれとは別ではないかと思います。

そこで、議論を進めていただくときに、介護福祉士ピュアな問題と介護チームの問題とを混乱しないようにしていただきたいと思います。

その1つとしまして、前回議論の関係資料で介護福祉士関係ということでいただきました、資料4の一番最後のところの専門高校で取得できる主な資格というのがあります。それを先ほど来見ておりますと、下から3段目に看護、国家資格、准看護師というのがあるんです。これは看護師ではないわけであります。このことをはっきりと申し上げておかなければいけない。准看護師と看護師は違うわけであります。

しかし、今後業務の一端を准看護師が担っていることは事実なんです。だから、この辺りと同じような議論をしていただかなければいけない。福祉のところを見ますと、国家資格、介護福祉士とありますが、保育士とは書いてないんです。高等学校に福祉科と保育科というのがあるんです。けれども、保育士とは書いてない。それは、ここ1、2年来の教育のシステムに若干の変更があったように聞いております。ここら辺りも参考にしていただきたいと思う次第でございます。

〇岩田部会長

どうもありがとうございました。それでは、鶴委員、福田委員、どうぞ。

〇鶴委員

利用者の要望がわかる資料を提出いただきまして、ありがとうございます。最低の基準といいますか、利用者が必要なものは、基本的にその方向で解決が図れる方向で進んでいると思っております。

資料4の1ページですけれども、上の方に利用者から求められている事項が2種類に分かれております。そして上の方で、介護職員に必要と思われる人柄や態度に関する要請。その中で多いのは、「対応がやさしい」とか、「責任感がある」、あるいは「話を聞いてくれる」、などが挙げられております。

こういった事柄に関しては、実習などで介護を実体験したり、要介護者の状況などを教育したり する中で理解すると思うんです。

決して格好よくはない、しかも、きつい介護の仕事。これを自分の職業として選択しようといった人たちが国家試験を受けるわけですから、その姿勢をとることで既に備わっていると判定される特性ではないかと考えられます。

そして、これらの特性を、実際の場面で話し方などを改善、工夫するとか、そういったことをして、よりよいものに磨き上げていくという部類のものではないかと思います。

一方、下の方の専門性や技術に関する要請では、「身体介護が上手」とか、「状態の変化に応じた介護ができる」といったものが多く挙げられております。単に基礎的な技術というよりは、そのちょっと上の応用レベルが求められているような印象を受けます。

つまり、教育で可能な基礎的技術というよりも、実際に介護の仕事を行いつつ、OJTによって それを身に付けていくといった部類の高い能力のような感じを受けます。

以上のことから、より早く多様な人が現場に出て実務を重ねていただいて、その中で能力、技量 を高めていけるようにすることが重要ではないかと考えます。

したがいまして、年齢とか、そういったところはハードルを設けない方がいいと考えます。

〇福田委員

先ほどの江草委員の意見に関連するんですけれども、資料3の7ページ「介護福祉士の役割について」の中で「現行」「課題」「見直しの方向」ということで、介護福祉士が実際に介護を行うに当たって求められる役割・責務について、新たに規定を創設すること等を検討するという報告を先ほどお聞きいたしました。

私も賛成でありますが、特に現在の介護の現場におきましては、介護福祉士のほかに、ホームへルパー、あるいは無資格者など、さまざまな人たちが業務に従事していると言われております。

そこで、例えば介護保険制度における介護福祉士の果たす役割について定義する。そして位置づけを明確にするという点での議論も是非進めてほしいと思います。

介護福祉士の養成の在り方の中で、特に知事という立場からすれば、福祉系高校の扱いが問題になってくるわけですけれども、先ほどの御説明の中で、教育内容の充実化を図りながらカリキュラムの改正など、教育内容の充実化を図りながら、福祉に対して関心を持つ学生の教育の場として維持していく。こういうことについては、是としたいと思います。

〇岩田部会長

介護チームの中での介護福祉士の位置づけというものが、もう一つはっきりするような規定が必要だということだと思います。

〇中島委員

私は最終的に介護の現場で介護を受ける人が高い満足、それによるクオリティー・オブ・ライフというものを実現できるように、資格制度を考えるべきだと考えておりまして、そのために制度をどのように改革していくかということだと思います。

いろいろお話を伺っておりますと、やはり現場というのはどんどん動いている、変わっている、だからそれにどのようにして対応していくかが重要で、だから、見直しも必要だということなんですけれども、それもやはりなるべく資格とか規定等を強めるやり方よりも、むしろ現場でいい介護福祉士が評価されるように、そういう人たちがよりよい職場というもので力を発揮できるようにという形で、現場のシステムを変えていく形で対応するのが望ましいと考えております。

ですから、窓口を広げるということもその1つでありまして、最初からこういう窓口は望ましくないということではなくて、結果的にそういう窓口というものから入ってきた人たちが、どうも評価されない。それならば、ちゃんとした養成校に行って教育を受けた方がいいんではないかという形で、現場の声を反映させる形で制度というものが柔軟に動いていくような仕組みを考えていくことが、長期的には望ましいのではないかと考えております。

もうちょっと申し上げますと、結局は介護を受ける方がいい介護だと評価する。そこで多分問題になってくるのは、本人がいいと思っていても、専門家から見ると実はそうではないと。例えば介護の場合だと、いろいろ手を貸してあげたくなるけれども、その方が本人にとっては楽なのかもしれない。だけれども、ここはちょっと痛いかもしれないけれども我慢してやっていくことが、将来的には本人のためになるという部分での専門的な知識が必要だと思いますけれども、そういう部分を除いたら、やはり本人が一番満足できるような介護がいいんではないかと考えます。

〇岩田部会長

何か評価システムとか、待遇とか、いろんな面で誘導することができるんではないかということです。

堀田委員、どうぞ。

〇堀田委員

カリキュラム作成に関与しておりまして感じましたことを、何点か申し上げたいと思います。 まず介護福祉士は、医師や看護師と違って名称独占はあるけれども、業務独占はあり得ないわけ でありまして、その点で役割の規定の仕方はかなり難しい。やはりチームのリーダーとして責任を、 という点をしっかり役割として書くしかないのではなかろうかと思います。

それに関連して、今度の議論でも怖々というか、触れられないといいますか、医師の業務独占している部分のうち、実際の生活、介護の中でこれと関連の深いたんの処理であるとかいろいろな医療・看護の業務は業務独占を介護福祉士に限って解除する。介護福祉士がしてもいいことにする。そういうことを検討する必要があるのではなかろうか。その点が、怖々のような感じがいたします。そこが不満な点です。

責任を持たすわけですから、やはりしっかりした報酬が必要で、現状を見ておりますと、非常にこの先心もとない。これだけ勉強させて、これだけの資格を求めて、先の生活も保証されないのか。これが一番大きな質の保証の障害になると思いますので、この点はしっかり頑張っていただかなければいけない。これは長い将来に必要な人材不足という深い傷を負わすことだろうと思います。頑張りどころだと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

もう一点、これをつくっておりまして、石原委員もおっしゃいましたが、国家試験でどういう問題が出るかが、実際上何をどう勉強するかに、最も大きく影響する部分だろうと思いますので、国家試験の在り方についてしっかり枠を検討する。そういう組織を設けることが必要ではないか。試験というのは、別に何もルールはないんですけれども、同じ問題を出してはいけないという妙な配慮がありまして、だから長く続けば続くほど瑣末な方に行って、結局瑣末な知識の暗記をするという大変悪い傾向がある。

そうならないように、基本的な問題は何回出しても構わないのではないか。その辺りの試験を監視する組織みたいなものが要るんではないかと感じました。

〇岩田部会長

人材確保や待遇の問題等々、かなり連動しているので、質を高めるということと、その辺りをどうマッチさせていくかということを、同時に考えていかないとならないということですね。

カリキュラムの内容、今、堀田委員の方からもちょっとありましたけれども、私、1つだけ質問があります。介護の現場では施設でも地域でも家族の理解というのが大変大事で、一般的な社会の理解とか生活の理解ということとは別に、家族関係論とか家族構造論とか家族法とか、そういうものの一番基礎となるような、科目が必要ではないかという感じがしているので、人間と社会のどこかにでも入らないかなと思っています。また、先ほどアンケート調査の中で、口がかたいという評価が非常に高い。これは人柄ではなくて、実は専門倫理の問題で、守秘義務などは、勿論ヘルパーさんも含めてですけれども、現場ではやはり家族や御本人は大変それを強く要望しているという感じを受けているんですけれども、こういうものもどこかで具体的に入れていただくと、よりいいかなという感じがします。

そのほか、いかがですか。それでは、鴻江委員、どうぞ。

〇鴻江委員

先ほど堀田先生の方から、咯啖のことが出たんですけれども、この医療問題につきましては、現在の介護保険制度の改正と同時に診療報酬の改正がございまして、医療の必要性に応じての区分ができました。これが3つに分かれまして、特に医療区分1に関しましては、非常に診療報酬が低い。介護療養、医療機関につきましても、そういった方たちを出す方向にございます。

その医療区分の1につきましては、咯啖の吸引が7回以下、どういうふうに8回とか7回とか分けたのかわかりませんけれども、そういった中で現在受け入れている施設としましては、目の前にそういった利用者さんがいらして、生死に関わる問題で、施設の中には特に夜間帯はほとんど医療従事者がおりません。オンコール体制でやっているということが現実でございます。

そうした中で、施設職員、介護職員がやらざるを得ないというのが現実にございまして、こういったことも1つの仕事上の不安につながっておりまして、職員の方たちが離職をしていく中にもそういった不安感というのもありますし、またそういったことをしっかり認めていただければやっていける。これもいろんな条件が付加されなければならないことではありますでしょうけれども、ここら辺をちょっと整理していただかないと困るということ。

それから、現場におきましては、いろんな方たちがルートで入ってこられます。この資料4の中にもございましたように、御利用者の求める方たちというのは、自分にどう接していただけるかということが非常に重要になってまいりまして、この専門性の必要性というのは、介護、いわゆるケアを通して実際専門性の必要性を強く感じられているのは、介護職員本人だと強く感じております。